

自走式土質改良機を設置し、新事業にチャレンジ

富士川中流砂利協同組合(石森公夫理事長)では富士川の砂利採取を行い、組合員に分配する「特定砂利採取事業(特採事業)」を行っている。砂利を採取しサイズ別の砂利や砂として商品化する際に洗浄を行うが、この洗浄過程で発生する砂利洗浄土(砂利洗浄汚泥)は国の汚水処理法では産業廃棄物とされているため、砂利洗浄土の処理のコストと作業時間は、組合員にとって利益を圧迫する大きな要因となっていた。



機械の操作方法を熱心に聴く
組合員

今回、組合では増資等による資金調達を行い、砂利洗浄土処理のための設備として「自走式土質改良機」を購入し、それを組合員に貸し出し、処理した砂利洗浄土を甲府河川国道事務所に再利用もらう新しい事業にチャレンジすることとなり、その準備を進めている。

自走式土質改良機で処理された砂利洗浄土は、甲府河川国道事務所が山梨県に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」により再生利用の指定を受け、富士川の堤防等の築く際の盛り土材として使用してもらう予定となっている。

組合では、準備の一環として11月11日に組合員企業の社員や関係者を集め、機械メーカーの担当者から機械の使い方の説明を受けた後、や実際に砂利洗浄土を自走式土質改良機で添加剤の生石灰の混合率を変えながら処理を体験した。組合員

企業の担当社員も、機械の操作方法や強度の測定方法等熱心に聞きながら質問を行っていた。また、処理された洗浄土を重機で踏み固め、甲府河川国道事務所の職員を交え盛り土材としての強度を検証するとともに、サンプル品の採取も行った。

組合では、「まだ準備段階だが、甲府河川国道事務所等の関係機関の協力や新たな設備投資も行いたい。また、コスト削減による経営の合理化の効果についても組合員からの期待も大きいため、是非とも事業化に繋げていきたい。」と話していた。



処理された洗浄土の強度を測定する組合員